

JOYO BANK NEWS LETTER

2020年5月12日

通帳アプリへの「受取口座の確認資料」作成機能の追加について ～特別定額給付金（新型コロナウイルス感染症対策関連）申請のサポート～

常陽銀行（頭取 笹島 律夫）は、本日より、「常陽銀行通帳アプリ」に特別定額給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連）申請の必要書類である「受取口座の確認資料」の作成機能を追加しましたので、お知らせいたします。

このたびの特別定額給付金の申請につきましては、受取口座の確認資料の添付が必要となります。本機能により、「通帳のコピー」や「キャッシュカードのコピー」と同様に確認資料としてご利用いただける「口座番号連絡書*」がアプリ上で作成できます。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため外出自粛が求められております。「常陽銀行通帳アプリ」をご利用いただくことで、窓口やATMに行くことなく、その場で口座の残高照会や取引の明細照会が可能となります。不急の外出を避ける一助として、この機会にぜひ「常陽銀行通帳アプリ」をご利用いただくことをお勧めします。

詳しくは、当行のホームページをご覧ください。

当行は、お客さまの健康と安全を最優先とし、利便性の向上とサービスの充実に努め、新型コロナウイルスの影響を受けているお客さまを全力を挙げて支援してまいります。

*「口座番号連絡書」は特別定額給付金の申請のほかに、給与振込口座の勤務先等への申請など、口座番号確認のために通帳等の写しを求められる各種お届けにもご利用いただけます。



常陽銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151 (代表) www.joyobank.co.jp

口座番号連絡書の作成方法

簡単な操作で「口座番号連絡書」が作成できます！

- ①通帳アプリを起動し「メニュー」をタップします。 ②「口座番号連絡書」をタップします。



③口座の選択画面が表示されますので、ご指定を希望される口座を選択します。

④「口座番号連絡書」の画面が表示されますので、出力する場合は、画面を保存（スクリーンショット）してプリントアウトするなどし、ご利用ください。

